

令和3年安中市教育委員会 4月期定例会 会議録

日時 令和3年4月28日（水） 午後2時から午後3時まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

【教育委員】

委員 金井 裕之

委員 中島 卯

委員 湯本 見千子

委員 佐藤 和子

【事務局】

教育長 竹内 徹

教育部長 高橋 信秀

総務課長 戸塚 政明

学校教育課長 磯貝 博昭

生涯学習課長 萩原 陽子

文化財保護課長 井上 昇

スポーツ課長 石田 典久

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶申し上げます。

○ 竹内教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

令和3年4月1日付で事務局の課長職に異動がありましたので、自己紹介をさせていただきます。

* 文化財保護課長が、自己紹介を行った。

◇ 総務課長

それでは、以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 竹内教育長

それではただいまから、令和3年安中市教育委員会 4月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願ひします。

◇ 総務課長

総務課長の戸塚です。前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 竹内教育長

何かご意見やご質問等はありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。本会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいいたします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。まずは報告・承認の案件です。

報告第4号 安中市奨学資金審査委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

* 「報告第4号」を読み上げた後、

資料次ページをご覧ください。安中市奨学資金貸与条例第5条では、「奨学生の決定その他運営の適正を図るため、教育委員会に安中市奨学資金審査委員会を置く」とあり、この審査委員会の組織について規定をしています。「安中市奨学資金審査委員会の委員は、15人以内をもって組織する」こととなっていて、現在は8名の委員をもって組織しています。委員の任期は2年間で、現在の委員の任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。令和3年4月1日付けで人事異動等により、委員に委嘱をしている役職者に変更が生じた3名について、あらためて前任者の残任期間の委嘱を行うものです。一覧の番号2、4、5が、その対象者です。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第4号 安中市奨学資金審査委員会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第4号 安中市奨学資金審査委員会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第5号 安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

生涯学習課長の萩原です。それでは説明いたします。

青少年センターでは、青少年補導、青少年相談、その他青少年の健全な育成や非行防止に必要な事業を行っています。

* 「報告第5号」を読み上げた後、

安中市青少年センター条例第4条では、青少年センターの円滑な運営を図るために設置されている運営協議会やその委員について規定をしています。現在の委員の任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間ですが、委員の所属団体代表者の変更等に伴ってあらためて委員を委嘱するものです。

委嘱年月日は令和3年4月1日で、任期は前任者の残任期間です。

* 議案書中「3. 委嘱した者」（3名）の氏名、所属等を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第5号 安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、質疑がありまし
たら、お願ひします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第5号 安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱につい
て、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第6号 安中市集会所運営委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

* 「報告第6号」を読み上げた後、

集会所運営委員会に関しては、安中市集会所条例第13条にその規定があります。現在、この委員会は11名の委員で構成されています。現在の委員の任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間ですが、委員の所属団体代表者の変更等に伴ってあらためて委員を委嘱するものです。

委嘱年月日は令和3年4月1日で、任期は前任者の残任期間です。

* 議案書中「3. 委嘱した者」（4名）の氏名、所属等を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第6号 安中市集会所運営委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第6号 安中市集会所運営委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第6号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第23号 安中市いじめ問題専門委員会委員の委嘱、任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。それでは説明いたします。

* 「議案第23号」を読み上げた後、

現在、この委員会は10名の委員をもって構成されていますが、このうち群馬県西部児童相談所から選出されている委員に変更が生じたため、資料次ページのとおり新しい委員を委嘱するものです。これ以外の委員に変更はありません。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第23号 安中市いじめ問題専門委員会委員の委嘱、任命について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第23号 安中市いじめ問題専門委員会委員の委嘱、任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会委員の委嘱、任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

それでは説明いたします。

* 「議案第24号」を読み上げた後、

資料次ページをご覧ください。

* 資料に沿って説明をした後、

令和元年度から令和2年度にかけての審議会は、30名の委員をもって組織されていました。今回組織される審議会では、令和2年度までの審議の結果、小中学校の適正規模及び配置に関して結論が導かれた小中学校に関わる委員は委嘱をせず、今年度の審議会からあらたに後閑地区、後閑小学校の関係者の方々に委員を委嘱して審議会に加わっていただきます。したがって、今回組織される審議会は、ご覧の23名の方々に委員を委嘱したいと思います。当面する審議会の日程としては、来月19日に会議を開催する予定です。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第24号 安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会委員の委嘱、任命について、質疑がありましたら、お願ひします。

◆ 中島委員

今年度の審議会からあらたに後閑地区、後閑小学校の関係者の方々に委員を委嘱して審議に加わっていただくということでした。後閑小学校の児童に關係してくる中学校の関係者については、どうのように考えているのですか。

◇ 学校教育課長

まずはご覧の委員で審議を開始し、これからの中学校適正規模及び配置に関する審議会委員の委嘱、任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

○ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第24号 安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会委員の委嘱、任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

文化財保護課長の井上です。それでは説明いたします。

* 「議案第25号」を読み上げた後、

築瀬二子塚古墳は、平成30年10月15日に国の史跡に指定され、未来にわたって確実に保存し、その有効活用を図っていくために保存活用計画を策定するよう文化庁から指導されています。この保存活用計画を策定するのにあたり委員会を設置するため、要綱を制定するものです。資料次ページをご覧ください。

* 資料に沿って補足しながら説明した後、

史跡の保存管理やその有効活用を円滑に進めていくための計画づくりであります。
説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第25号 築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、質疑がありましたら、お願いします。

この計画は、今のところ2年間で策定をしていくということでよろしいですか。

◇ 文化財保護課長

そのように考えています。

◆ 中島委員

今までこのような目的を持った委員会は無かったのですか。

◇ 文化財保護課長

これまでではありませんでした。

◆ 中島委員

これまで築瀬二子塚古墳がどのように活用されてきたのか、データがありますか。

◇ 文化財保護課長

活用状況に関する数値的なデータは取っていませんでした。

○ 竹内教育長

ガイダンス棟等も整備されて、見学者も増えてきていると思います。重要な史跡ですので、適切に保存をして、そしていかに活用をしていくのかということについて、専門家を入れて委員会を組織し、議論していただきたいと思います。

他には無いようですので、議案第25号 築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 後閑3号墳及び下増田上田中1号墳保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

それでは引き続き説明いたします。

* 「議案第26号」を読み上げた後、

後閑3号墳及び下増田上田中1号墳は、平成30年8月28日に群馬県の史跡に指定されました。先ほどの築瀬二子塚古墳と非常に関係の深い古墳であり、同様に保存活用計画を策定するよう群馬県文化財保護課から指導されています。この保存活用計画を策定するのにあたり委員会を設置するため、要綱を制定するものです。資料次ページをご覧ください。

* 資料に沿って補足しながら説明した後

史跡の保存管理やその有効活用を円滑に進めていくための計画づくりであります。説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第26号 後閑3号墳及び下増田上田中1号墳保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 金井委員

後閑3号墳及び下増田上田中1号墳は、築瀬二子塚古墳と非常に関係の深い古墳であるという説明がありました。それぞれの古墳について保存活用計画を策定するための委員会をこれから設置していくのにあたり、それぞれの委員会の構成メンバーはどのようにお考えですか。

◇ 文化財保護課長

委員のメンバーとしては、考古学、保存科学、景観学のそれぞれの分野の専門家、加えて古墳のある地元の関係者や地元の小中学校の先生方を想定しています。非常に関係の深い古墳でもあり、両委員会の委員、特に専門家に関しては同じメンバーになると思っています。

◆ 中島委員

下増田上田中1号墳の概要をあらためて説明してもらえますか。

◇ 文化財保護課長

この古墳は、九十九小学校の北西、九十九川沿いに位置しています。直径約20mの円墳で、時代としては6世紀後半のものです。築瀬二子塚古墳は、当時その一帯を治めていた者が埋葬されていて、下増田上田中1号墳は、築瀬二子塚古墳に埋葬されている者を支えていた者が埋葬されている古墳です。現地に案内看板はありますが、地中に保存されている状態です。

○ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第26号 後閑3号墳及び下増田上田中1号墳保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

* 「議案第27号」を読み上げた後、

社会教育法第10条では、「社会教育関係団体とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものという」と規定されています。先月の3月期定例会において、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間で、124件の認定をご議決いただきました。今回、社会教育関係団体の認定申請が3件ありました。これらの団体は新規申請ではなく、以前から社会教育関係団体の認定を受けていたのですが、更新時の申請が遅っていました。

資料次ページをご覧ください。

* 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」に記載された各項目を読み上げた後、

【申請団体】

- ・ 特定非営利活動法人 まついだ森の家
- ・ 安中造形美術協会
- ・ 大正琴琴千恵会

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第27号 安中市社会教育関係団体の認定について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第27号 安中市社会教育関係団体の認定について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。委員の皆様や事務局から何かありますか。

* 学校教育課長が、今年度の小中学校訪問に係る委員の参加について、呼びかけを行った。

* スポーツ課長が、次のことを説明した。

(1) 来月5月30日に開催を予定している安政遠足、ミニ遠足の申込状況等について

(2) コロナ禍にある市内スポーツ関連施設の利用について

○ 竹内教育長

それでは以上で、令和3年安中市教育委員会 4月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

* 総務課長が、次回会議の周知を行った。

«令和3年5月期定例会»

・ 日時 5月20日（木） 午前9時30分から

・ 場所 市役所本庁舎203会議室

◇ 総務課長

以上で散会といたします。